道志水源の森

指定管理者プロポーザル要項

　　 　　　　　 平成２９年１０月

 　　 　 道　志　村

**道志水源の森指定管理者プロポーザル要項**

　道志村（以下「村」という。）では、道志村公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成１８年道志村条例第１４号）に基づき、道志水源の森（以下「水源の森」という。）施設の全部、又は一部の管理運営を代行する指定管理者及び創意工夫のある業務内容の提案（プロポーザル）を募集する。

**１．プロポーザルの概要**

（１）施設の名称及び所在地

 名　称　　　道志水源の森

 所在地 山梨県南都留郡道志村５，８２１番地２外

（２）プロポーザルを受ける者

　　　指定管理者選定委員会

（３）施設の内容

　　　○郷土芸能保存伝習館（野外音楽室）

　　昭和６３年３月建築　　鉄骨鉄筋コンクリート造　　Ａ＝２９３．７７m2

 　 ○生産物直売所（郷土料理の館）

　　昭和６３年３月建築　　木造及び鉄骨構造（一部）　Ａ＝２２１．５８m2

　　○ギャラリー水源の森

　平成５年５月建築　　木造　　Ａ＝３８１m2

◯水源の森公衆トイレ

　平成５年６月建築　　木造　　Ａ＝２４．８１m2

　　　○農林水産物直売、食材提供施設（そば道場）

　平成１２年８月建築　　木造　　Ａ＝７３．５３m2

　　　○野外運動施設（スポーツ広場）

○釣り場施設

　　　○バーベキュー広場

（４）指定管理者の選定の方式

　　　公募型プロポーザル方式により、指定管理者選定委員会が指定管理者の候補者を選

定する。具体的な手順は以下の示すとおりとする。

ア　書類審査

　施設の管理運営に関する考え方、事業の具体的提案を求め、審査・評価を行う。書

類は、村ホームページからダウンロードするか、道志村役場産業振興課で配付する。

イ　プレゼンテーション及びヒアリング審査

　　　書類審査と合わせ、水源の森施設を利用した管理運営方法を提案者から直接の説明を求めるとともに、これに対し聞き取りを行い、審査・評価する。

　日程については受付期間終了後に別に通知する。

ウ　指定管理者の候補者の選定

　下記の審査内容により採点し、基準点を満たした者の中から指定管理者選定委員会が協議し、指定管理者の候補者を選定する。

（５）評価項目

|  |  |
| --- | --- |
| 審査の内容 | 配点 |
| 提案者が提案した内容が有効的かつ適切か | 20 |
| 顧客拡大の取り組み内容は十分か | 5 |
| 施設使用料が適正であり実現可能であるか | 10 |
| サービス向上のための取り組み内容は適切か | 5 |
| 各施設の利用計画は適切か | 10 |
| 年間の営業計画等の内容は適切か | 5 |
| 施設管理、安全管理は効果的かつ効率的に計画されているか | 5 |
| 個人情報保護のための適切な措置が執られているか。また、情報公開の積極性はあるか | 5 |
| 緊急時の対応策が十分検討され、確保されているか | 5 |
| 従業員の体制、指導育成、研修体制は十分か | 5 |
| 従業員の雇用計画は適切か。また、地元での雇用計画はあるか | 10 |
| 類似施設等を良好に運営した実績があるか | 10 |
| 事業計画は明確かつ実現可能範囲であり、収支計画との整合性は図られているか | 5 |

**２．指定管理者に行わせる業務の範囲**

水源の森の施設の全部又は一部の維持管理及び運営

**３．指定管理者に管理運営を行わせる期間**

 　平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで（３年間）

**４．申請資格**

水源の森の指定管理者に応募することのできる者は、次に上げる事項のいずれにも該当する者とする。

1. 団体であること（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない。）。
2. 団体又はその代表者が次のいずれかに該当すること。

　　ア　村内に事業所を置く又は置こうとする法人等

イ　法律行為を行う能力を有しないものでないこと

ウ　破産者で復権を得ないものでないこと

エ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により一般競争等の参加を制限されていない法人等であること

オ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定による指定の取り消しを受けていないこと。また、受けたことのないこと

カ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により更正又は再生手続きをしていない法人であること

キ　法人又は代表者が指定暴力団の構成員でないことの他契約相手としてふさわしくない者でないこと

ク　法人又は代表者が国税及び地方税に滞納がないこと

**５．提出書類**

（１）指定管理者指定申請書（様式第１号）

（２）グループ構成員表（様式６）(グループによる申請の場合のみ）

（３）事業計画書（様式２）

（４）収支予算書（様式３）

（５）法人等の概要を記載した書類（様式４）

（６）定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずる書類

（７）法人登記簿謄本

（８）申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人の財務状況を明らかにできる書類

（９）申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他の当該法人の業務の　内容を明らかにできる書類

（10）法人等の役員名簿

（11）宣誓書（様式５）

（12）法人税又は、所得税並びに消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明する書類

**６．申請受付期間**

（１）申請受付期間及び提出先

 　①申請期間 平成２９年１０月１１日（水）から平成２９年１１月１０日（金）

午前８時３０分から午後５時１５分まで

※土曜日・日曜日・祝日は除く

 　 ②提 出 先 道志村役場産業振興課まで持参する。なお、郵送、電子メール、ＦＡＸ

による提出は受け付けないものとする。

（２）提出部数 ８部（正本１部、副本７部）

**７．質疑及び回答**

 本件に関する質疑は、書面（様式８）持参及びＦＡＸ若しくは電子メールによるものに限り受け付ける。

①　提出期間　　平成２９年１０月１１日（火）から１０月３１日（火）

※持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前８時３０分から

午後５時１５分まで

②　回答方法　　質疑回答書を質問者全員に電子メールにて送信する。質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有する。

**８．現地説明会**

平成２９年１０月１７日（火）午後１時３０分から行う。参加希望者は１０月１６日（月）までに参加申込書を持参する。郵送、電子メール、ＦＡＸでの提出も可とする。

**９．収入及び運営経費**

（１）地方自治法第２４４条の２第８項の規定に基づき、料金制度を採用する。

（２）水源の森の業務にかかる全ての経費は、運営収入及びその他の収入をもって充て

るものとする。

（３）会計年度区分

　　①経理は、会計年度（４月１日から翌年の３月３１日まで）ごとに区分すること。

　　②指定管理者は、会計帳簿を設け、収支を明らかにし、村が必要とするときは、速やかに報告することとする。

**１０．留意事項**

（１）申請書類は、理由の如何に関わらず返却しないこととする。

（２）指定管理者の実施にあたっては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）その他関係法令、道志村公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例及び施行規則、協定書、仕様書等を遵守し、公平性の保持に努めることとする。

（３）指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために、村の指示に従わないとき、提出

された事業計画書の内容が履行されていないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないときは、地方自治法２４４条の２第１１項及び指定手続き条例第１２条第１項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は１部の停止を命ずることがある。

（４）その他の提案、協議事項等については別紙にあるとおりとする。